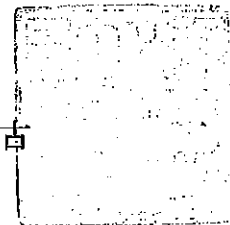




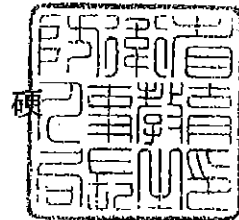
国土交通省と防衛省とは、自衛隊の隊員であつて航空交通管制業務に従事するものに対する試験等に関する協定の一部を改正する協定の一部を改正する協定を締結する。

平成26年 3月12日

国土交通省航空局長 田村 明比古



防衛省人事教育局長 豊田 碩



自衛隊の隊員であつて航空交通管制業務に従事するものに対する試験等に関する協定の一部を改正する協定の一部を改正する協定

自衛隊の隊員であつて航空交通管制業務に従事するものに対する試験等に関する協定の一部を改正する協定（平成20年8月25日）の一部を次のとおり改正する。

附則第3項中「当分の間」を「平成26年3月31日までの間」に改める。

附 則

この協定は、平成26年 3月12日から発効する。

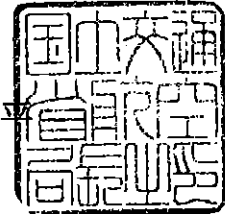


国土交通省と防衛省とは、自衛隊の隊員であつて航空交通管制業務に従事するものに対する試験等に関する協定の一部を改正する協定を締結する。

平成20年8月25日

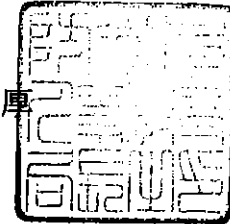
国土交通省航空局長

前田 隆平



防衛省人事教育局長

渡部 厚



自衛隊の隊員であつて航空交通管制業務に従事するものに対する試験等に関する協定の一部を改正する協定

自衛隊の隊員であつて航空交通管制業務に従事するものに対する試験等に関する協定（昭和36年10月16日）の一部を次のとおり改正する。

第1条中「運輸省」を「国土交通省」に、「防衛庁」を「防衛省」に、「昭和32年運輸大臣達第9号。以下「試験規則」を「平成13年国土交通省訓令第97号。以下「管制試験規則」に、「及び試験規則」を「及び管制試験規則」に、「細則」を「管制試験細則」に、「を試験規則」を「を管制試験規則」に、「行なう」を「行う」に改める。

第2条中「運輸省」を「国土交通省」に、「防衛庁」を「防衛省」に、「試験規則」を「管制試験規則」に、「細則」を「管制試験細則」に改め、「航空局長」の次に「又は地方航空局長」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第3条中「試験規則」を「管制試験規則」に改める。

第4条中「試験規則」を「管制試験規則」に、「細則」を「管制試験細則」に、「防衛庁」を「防衛省」に改める。

第6条及び第7条を削る。

第5条中「試験規則」を「管制試験規則」に、「及び第9条」を「から第9条の2まで並びに航空管制等英語能力証明試験規則（平成19年国土交通省訓令第70号。以下「英語試験規則」という。）第2条から第4条まで及び英語試験規則第5条に基づく細則」に、「身体検査の実施、身体検査合格証の交付及び第9条第2項の認定は、防衛庁」を「次に掲げる事項は、防衛省」に改め

、同条に次の各号を加える。

- 一 管制試験規則第8条に定める身体検査の実施及び身体検査合格書の交付
  - 二 管制試験規則第9条第2項に定める認定
  - 三 管制試験規則第9条第4項に定める専門研修
  - 四 管制試験規則第9条の2に定める定期審査
  - 五 英語試験規則第2条に定める航空管制等英語能力証明試験の実施
  - 六 英語試験規則第4条に定める航空管制等英語能力証明書の交付
- 第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

第5条 管制試験規則第4条第2項の左欄に掲げる管制業務に係る技能証明を既に有する自衛隊の隊員に対して、当該管制業務に係る管制試験規則第7条に定める業務の範囲の限定を行う場合は、管制試験規則の定めるところに準じて防衛省が行う。

第8条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 管制試験協議会の国土交通省の代表者は、国土交通省航空局管制保安部管制課長とし、防衛省の代表者は、防衛省人事教育局人事計画・補任課長とする。
  - 3 管制試験協議会の構成及び運用は、国土交通省航空局管制保安部管制課長及び防衛省人事教育局人事計画・補任課長が協議して定めるものとする。
- 第8条を第7条とする。

#### 附 則

- 1 この協定は、平成20年8月25日から発効する。
- 2 この協定による改正後の自衛隊の隊員であつて航空交通管制業務に従事するものに対する試験等に関する協定（次項において「新協定」という。）第6条の規定により準用される管制試験規則第9条第1項の適用については、この協定の発効の日から3年間は、同項本文中「職員」とあるのは「職員又は当該業務に係る技能証明、身体検査合格書及び航空管制等英語能力証明を有する職員が常時1名以上自衛隊の隊員であつて航空交通管制業務に従事するものに対する試験等に関する協定の一部を改正する協定（平成20年8月25日）別表左欄に掲げる飛行場の管制機関において同表右欄に掲げる管制業務に従事している場合にその者と共に配置された当該業務に係る技能証明及び身体検査合格書を有する職員」とする。
- 3 新協定第6条の規定にかかわらず、同条第6号に掲げる事項は、当分の間、国土交通省が行う。

別表（附則第2項関係）

飛行場名及び航空交通管制業務を行う機関		航空交通管制業務の内容
旭川飛行場	陸上自衛隊北部方面管制気象隊第1派遣隊	飛行場管制業務
十勝飛行場	陸上自衛隊北部方面管制気象隊第2派遣隊	飛行場管制業務
		着陸誘導管制業務
大湊飛行場	海上自衛隊第25航空隊大湊航空基地隊	飛行場管制業務
		着陸誘導管制業務
八戸飛行場	海上自衛隊八戸航空基地隊	飛行場管制業務
		着陸誘導管制業務
松島飛行場	航空自衛隊松島管制隊	飛行場管制業務
		着陸誘導管制業務
霞目飛行場	陸上自衛隊東北方面管制気象隊基地隊	飛行場管制業務
宇都宮飛行場	陸上自衛隊東部方面管制気象隊第4派遣隊	飛行場管制業務
		着陸誘導管制業務
相馬原飛行場	陸上自衛隊東部方面管制気象隊第5派遣隊	飛行場管制業務
百里飛行場	航空自衛隊百里管制隊	飛行場管制業務
		着陸誘導管制業務
霞ヶ浦飛行場	陸上自衛隊東部方面管制気象隊第1派遣隊	飛行場管制業務
入間飛行場	航空自衛隊入間管制隊	飛行場管制業務
		着陸誘導管制業務
立川飛行場	陸上自衛隊東部方面管制気象隊基地隊	飛行場管制業務
		着陸誘導管制業務
下総飛行場	海上自衛隊下総航空基地隊	飛行場管制業務
		着陸誘導管制業務
舞鶴飛行場	海上自衛隊第23航空隊舞鶴航空基地隊	飛行場管制業務
厚木飛行場	海上自衛隊厚木航空基地隊	飛行場管制業務
		着陸誘導管制業務
木更津飛行場	陸上自衛隊東部方面管制気象隊第3派遣隊	飛行場管制業務

岐阜飛行場	航空自衛隊岐阜管制隊	飛行場管制業務
館山飛行場	海上自衛隊館山航空基地隊	飛行場管制業務
		着陸誘導管制業務
静浜飛行場	航空自衛隊静浜管制隊	飛行場管制業務
浜松飛行場	航空自衛隊浜松管制隊	飛行場管制業務
		着陸誘導管制業務
明野飛行場	陸上自衛隊中部方面管制氣象隊第1派遣隊	飛行場管制業務
		着陸誘導管制業務
小月飛行場	海上自衛隊小月航空基地隊	飛行場管制業務
防府飛行場	航空自衛隊防府管制隊	飛行場管制業務
小松島飛行場	海上自衛隊第24航空隊小松島航空基地隊	飛行場管制業務
芦屋飛行場	航空自衛隊芦屋管制隊	飛行場管制業務
		着陸誘導管制業務
築城飛行場	航空自衛隊築城管制隊	飛行場管制業務
		着陸誘導管制業務
目達原飛行場	陸上自衛隊西部方面管制氣象隊第1派遣隊	飛行場管制業務
新田原飛行場	航空自衛隊新田原管制隊	飛行場管制業務
		着陸誘導管制業務
鹿屋飛行場	海上自衛隊鹿屋航空基地隊	飛行場管制業務
		着陸誘導管制業務
硫黄島飛行場	海上自衛隊硫黄島航空基地隊	飛行場管制業務
		着陸誘導管制業務

目撃隊の隊員であつて航空交通管制業務に従事するものに対する試験等に関する協定

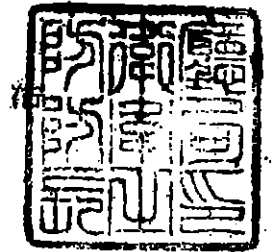
運輸省航空局長及び防衛庁防衛局長は、航空法第137条の2第3項の規定により運輸大臣が防衛庁長官の行なり業務の連官に関する事項について行なり統制の範囲に関する覚書第4条第1項の規定に基づき、目撃隊の隊員であつて航空交通管制業務に従事するものに対する試験等について次のとおり協定する。

昭和36年10月、日

運輸省航空局長 今井 栄 文



防衛庁防衛局長 海原



第1条 運輸省は、防衛庁が航空交通管制職員試験規則（昭和32年運輸大臣達第9号。以下「試験規則」という。）及び試験規則第10条の規定により航空局長の定める細則（以下「細則」という。）の定めるところに準じて実施する併修を履修した目撃隊の隊員を試験規則第4条第3項の規定により航空局長が基礎試験を行なうことができる者として指定するものとする。

第2条 運輸省は、防衛庁が試験規則及び細則の定めるところに準

して実施する管制業務の実地訓練を受けた目撃隊の隊員を試験規則第4条第3項の規定により航空局長が技能試験を行なうことができる者として指定するものとする。

第3条 試験規則第4条第2項の技能試験は、目撃隊の隊員については、基礎試験に合格した年齢19才（民間航空定期便が使用する飛行場に係る者にあつては年齢21才）以上の者について行なうことができるものとする。

第4条 目撃隊の隊員に対する試験規則第3条第2項に規定する実地試験は、試験規則及び細則の定めるところに準じて防衛庁が行なう。

第5条 目撃隊の隊員については、試験規則第8条及び第9条の規定を準用する。この場合において、身体検査の実施、身体検査合格書の交付及び第9条第2項の認定は、防衛庁が行なうものとする。

第6条 運輸省は、本協定発効後2年間は、この協定の発効前にアメリカ合衆国連邦航空庁及び防衛庁が行なつた5科目（1.航空法規、2.飛行場管制方式及び進入管制方式、3.航空路管制方式、4.航空保安施設、5.航空気象及び気象通報式をいう。）の試験に合格した目撃隊の管制員を試験規則第4条第3項の規定に基づき技能試験を行なうことができる者として指定する。

第7条 航空局長は、前条の規定により指定された者であつて技能



試験に合格したものに対しては、有効期間1年間の技能証明書を交付する。ただし、航空局長は、防衛庁からの申出があつた場合であつてやむを得ない事情があると認めるときは、引き続き1年以内の期間技能証明の有効期間を延長することができるものとする。

2 前項の規定により技能証明書の交付を受けた者がその有効期間内に次の各号に掲げる科目の試験を受け、これに合格したときは、当該技能証明書の有効期間は、無期限のものとするものとする。

(1) アメリカ合衆国連邦航空庁の行なつた5科目の試験に合格した者にあつては、試験規則別表第1に掲げるもののうち次の4科目

国内航空法規

航空管制方式及びレーダー概論

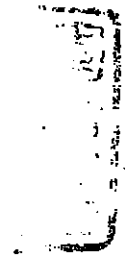
航空航法

航空機概論

(2) 防衛庁の行なつた5科目の試験に合格した者にあつては、試験規則別表第1に掲げる学科試験科目の全部の科目

第8条 この協定の実施について必要な調整を行なうため、管制試験協議会を設ける。

2 管制試験協議会の運輸省の代表は、運輸省航空局管制課長とし、防衛庁の代表者は、防衛庁防衛局第1課長とする。





3 管制試験協会の構成及び運用は、運輸省航空局管制課長及び防衛庁防衛局第1課長が協議して定めるものとする。